

令和6年度運営指導結果

サービス種別：介護老人福祉施設

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
社会福祉法人藤寿会	南国市	特別養護老人ホーム白銀荘	R6.11.19	1 常勤の介護職員が勤務していない時間が認められた。	改善中	
				2 運営規程に不足する項目（虐待の防止のための措置に関する事項）が認められた。	改善中	
				3 入所者が医療機関を受診した場合に、市町村への報告を行っていない事例が認められた。	改善中	
				4 介護報酬の算定に当たり不適切な事例（常勤の看護師を1名以上配置せず看護体制加算（Ⅰ）口を加算）が認められた。	改善中	
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	安芸郡奈半利町	特別養護老人ホーム愛光園	R6.3.21 R6.4.26	1 「緊急やむを得ない場合」の該当について組織等で検討しないまま、入所者の行動を制限する行為を行った事例が認められた。	改善中	
				2 食事の際、入所者の車椅子にテーブルを固定した行為について、事前に組織等で緊急やむを得ない理由（3要件の確認）を確認していないことが認められた。	改善中	
				3 入所時の施設サービス計画の作成に当たり、介護支援専門員が入所者及びその家族に面接していない事例が認められた。	改善中	
				4 入所者が医療機関を受診した事案について、市町村に報告していない事例が認められた。	改善中	
四万十町	高岡郡四万十町	四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘	R6.10.31	なし		
大月町	幡多郡大月町	特別養護老人ホーム大月荘	R6.12.18	1 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。	改善中	
				2 運営規程に不足する事項（虐待の防止のための措置に関する事項）が認められた。	改善中	
				3 施設サービス計画の作成について、以下の事例が認められた。 ア 計画担当介護支援専門員が、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たって、入居者及びその家族に面接していない事例 イ 入居者が入居して数日間、施設サービス計画がない事例 ウ サービス担当者会議の開催日を遡り記載している事例 エ 施設サービス計画について、作成日及びその内容についての入居者の同意日を遡り記載している事例 オ 計画担当介護支援専門員が、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行っていない事例	改善中	